

警察庁組織令の一部を改正する政令案参照条文

○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	1
○ 警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）（抄）	1
○ サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）（抄）	2

○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（課の設置等）

第二十六条 警察庁の課（室その他課に準ずるものを含む。）の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

2 警察庁の課に、課長（室にあつては、室長）を置く。

3 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くとときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

（管区警察局長等）

第三十一条 管区警察局に、局長を置く。

2 管区警察局長は、管区警察局の事務を統括し、及び所属の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局の所掌事務について、府県警察を指揮監督する。

3 管区警察局の内部組織は、政令で定める。

○ 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）

（審議官）

第三条 長官官房に、審議官五人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2 審議官は、命を受け、所管行政に属する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第五条 長官官房に、参事官五人を置く。

2 参事官は、命を受け、所管行政に属する特定の事項についての企画及び立案に参画する。

（管区警察局の内部組織）

第四十七条 管区警察局に、次の三部を置き、部にそれぞれ部長を置く。

総務監察部

広域調整部

情報通信部

2 前項の規定にかかわらず、東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局にあつては、総務監察部及び広域調整部に代え総務監察・広域調整部を置く。

3 前二項に定めるもののほか、管区警察局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(所掌事務に関する特例措置)

○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四号）と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。